

船舶事故調査報告書

平成23年7月14日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲也

委員 石川 敏行

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成23年2月20日（日） 12時40分ごろ
発生場所	福岡県福岡市玄界島西方の長間礁 ^{ながましろう} 付近 長間礁灯標から真方位303° 1,400m付近 (概位 北緯33° 42.6′ 東経130° 08.2′)
事故調査の経過	平成23年2月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 ^{まんぶく} 萬福丸、4.0トン FO3-32942（漁船登録番号）、個人所有 10.40m (Lr) × 2.62m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、平成2年7月19日 B プレジャーモーターボート ^{エフシー} アズマF・C、5トン未満 240-50364福岡、個人所有 6.89m (Lr) × 2.57m × 1.35m、FRP ディーゼル機関、77.23KW、平成12年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月24日 免許証交付日 平成22年1月8日 (平成27年2月21日まで有効) B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年11月14日 免許証交付日 平成20年11月17日 (平成25年11月16日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長 両肩打撲傷）
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部ブルワークに亀裂及び剥離、操舵室左舷船尾側に擦過傷
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、椅子に腰を掛けて操船に当たり、約8.0ノットの対地速力で自動操舵により玄界島西方の長間礁付近を南東進中、平成23年2月20日12時32分ごろ、レーダーにより船首方1海里(M)付近にB船を探知し、目視によりB船が停止していることを確認した。

	<p>船長Aは、B船の船首方を何とか通過することができるものと思って航行し、衝突の約4分前、B船との距離が約0.5Mとなった頃、舵輪の近くに置いていたタオルが床に落ちたので、タオルを拾い上げ、引っ掛かっていた釣り針を外していたところ、12時40分ごろ、長間礁灯標から真方位303°1,400m付近において、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、長間礁付近でパラシュート型シーアンカーを投入して船首を西に向け、機関を停止して漂泊し、釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、衝突の約2～3分前、左舷方600m付近にB船に向けて接近して来るA船を視認し、A船がB船の釣りの様子を見に来ているのではないかと思い、A船の動静を見守っていた。</p> <p>船長Bは、A船が約20mまで接近しても減速しないので衝突の危険を感じ、同乗者3人を海に飛び込ませ、自身は船べりにつかまっていたところ、A船と衝突した。</p> <p>A船は、同乗者3人を救助したのち、海上保安部に連絡した。</p> <p>A船及びB船は、自力航行して玄界島漁港に入港した。</p>		
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：波 ほとんどなし、潮流 ほとんどなし</p>		
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長B及びB船の同乗者3人は、全員救命胴衣を着用していた。</p>		
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="515 1057 815 1189"> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p> </td> <td data-bbox="815 1057 1457 1659"> <p>A あり、B なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、長間礁付近を南東進中、船長Aが、船首方で停止していたB船の船首方を通過することができるものと思い込み、タオルに引っ掛かった釣り針を外して見張りを行っていなかったことから、B船に向けて航行していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、長間礁付近で漂泊して釣り中、船長Bが、B船に向けて接近して来るA船が釣りの様子を見に来ているのではないかと思い込み、A船の動静を見守りながら漂泊を続けていたところ、A船と衝突したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、長間礁付近を南東進中、船長Aが、船首方で停止していたB船の船首方を通過することができるものと思い込み、タオルに引っ掛かった釣り針を外して見張りを行っていなかったことから、B船に向けて航行していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、長間礁付近で漂泊して釣り中、船長Bが、B船に向けて接近して来るA船が釣りの様子を見に来ているのではないかと思い込み、A船の動静を見守りながら漂泊を続けていたところ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、長間礁付近を南東進中、船長Aが、船首方で停止していたB船の船首方を通過することができるものと思い込み、タオルに引っ掛かった釣り針を外して見張りを行っていなかったことから、B船に向けて航行していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、長間礁付近で漂泊して釣り中、船長Bが、B船に向けて接近して来るA船が釣りの様子を見に来ているのではないかと思い込み、A船の動静を見守りながら漂泊を続けていたところ、A船と衝突したものと考えられる。</p>		
<p>原因</p>	<p>本事故は、長間礁付近において、A船が南東進中、B船が漂泊中、A船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>		
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 汽笛を吹鳴して注意を喚起すること。 		